

## 養護者による高齢者虐待対応 Q & A

養護者による高齢者虐待対応 Q & A

	Qの 番号	内容	ページ
基本	Q1	被虐待者本人に虐待を受けている認識(自覚)がないケースや被虐待者本人が行政の介入を望まないケースについても虐待対応が必要か。	99
	Q2	自立している高齢者への虐待も含め、養護者に該当しない者からの虐待には、どのように対応すべきか。	99
	Q3	明らかに通報者に妄言や虚言が疑われる場合も事実確認等の対応が必要か。	99
	Q4	なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。	100
	Q5	同居して養護する娘ではなく、同居はしているが養護はしていない孫(娘の子)による虐待は、「養護者による高齢者虐待」ととらえることができるのでしょうか。	100
	Q6	同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのように行ったらよいのでしょうか。	100
	Q7	養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。	101
	Q8	あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できますか。	101
	Q9	言葉による暴力や脅し、恥をかかせるなどは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。	101
	Q10	消費者被害は、経済的虐待として対応する必要がありますか。	102
	Q11	高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している場合(セルフ・ネグレクト)、どのように対応すればよいのでしょうか。	102
立入調査	Q12	養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも、立入調査を実施することができますか。	102
	Q13	立入調査の実施にあたって、どのような職種が必要でしょうか。	103
	Q14	養護者が精神障害等で判断能力が低下している場合、立入調査を行うことができますか。	104
	Q15	小規模市町村では、職員と養護者とが顔見知りの場合もあり、立入調査を実施することが難しいのですが、都道府県に代行してもらうことはできますか。	104
やむを得ない 措置	Q16	分離等を行った後、市町村としていつまで当該ケースに関わるべきか。(終結の判断はどうすべきか。)	104

	Qの番号	内容	ページ
やむを得ない措置	Q17	セルフ・ネグレクトにも老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」を実施できるのか。	105
	Q18	やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて、(透析、胃ろう等の)医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないが、どのように対応すべきか。	105
	Q19	治療が必要であるにもかかわらず、金銭負担ができないために高齢者が医療機関を受診できない場合、どのように対応すればよいでしょうか。	105
	Q20	高齢者本人が明確に分離を拒否している場合であっても、コアメンバー会議で「生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。	106
	Q21	住民票所在地と居住地が異なる場合、居住地の市町村は当該高齢者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができますか。	106
	Q22	職権による要介護認定申請とはどのようなものなのでしょうか。	106
	Q23	要介護認定を受けていない高齢者に対し、やむを得ない事由による措置を適用することはできますか。	106
	Q24	養護者や家族に措置先を伝えなければいけないのでしょうか。	107
	Q25	やむを得ない事由による措置を実施した場合、費用負担はどうなりますか。	107
面会制限	Q26	高齢者虐待防止法第13条の面会制限は、老人福祉法の「第11条第1項第2号又は第3号」以外のやむを得ない事由による措置(短期入所等)には適用できないのか。	107
	Q27	高齢者虐待防止法第13条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか。	108
	Q28	やむを得ない事由による措置を適用して高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、養護者から高齢者が入所先の施設を教えるように要求されることがありますが、どのように対応したらよいでしょうか。	108
	Q29	養護者や家族、親族が「身内だから」という理由で面会を強要してきた場合、合わせる必要がありますか。	108
	Q30	高齢者虐待防止法に基づく面会制限をすることができない(「やむを得ない事由による措置」によらない)老人ホームに入居している高齢者について、その高齢者を連れ戻して虐待を加えるおそれのある養護者等の面会を制限することはできますか。	109
	Q31	養護者に高齢者の居場所を知られないようにするために、高齢者の住民票の閲覧・交付等を制限することはできますか。	109

	Q の番号	内容	ページ
成年後見制度	Q32	高齢者の住民票と居住地が異なる場合、市町村長申立てはどちらの自治体を実施するのが適切でしょうか。	110
	Q33	やむを得ない事由による措置で施設に入所した高齢者に、成年後見人等が選任された場合、措置はどのように取り扱いますか。	110
	Q34	治療が必要であるにもかかわらず、高齢者本人や家族親族が治療を受けいれていない等の場合、どのように対応すればよいでしょうか。	110
	Q35	成年後見制度利用支援事業が予算化されていない場合、どのようにしたらいいでしょうか。	111
財産上の不当取引	Q36	消費生活センターは第三者による財産上の不当取引による被害解決に向けてどのような対応を行いますか。	111
	Q37	消費者関係者と福祉関係者は、消費者問題についてどのように連携することができますか。	112

出典:1=「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

(平成 30 年 3 月厚生労働省老健局)

出典:2=「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」

(第 2 版 公益社団法人 日本社会福祉士会、中央法規出版株式会社、2018 年 6 月)

基本

Q1	被虐待者本人に虐待を受けている認識(自覚)がないケースや被虐待者本人が行政の介入を望まないケースについても虐待対応が必要か。
A1	<p>ネグレクトや心理的虐待等の場合、被虐待者である高齢者本人に「虐待を受けている」という認識がないケースもありますが、被虐待者本人の自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の利益が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する必要があります。</p> <p>また、自覚はあっても、「介護をしてもらい世話になっているから」、と我慢したり、諦めの気持ちから虐待を甘受し行政の介入を望まない場合においても、高齢者の尊厳の保持の重要性について理解してもらい、対応する必要があります。</p> <p>出典:1</p>

基本

Q2	自立している高齢者への虐待も含め、養護者に該当しない者からの虐待には、どのように対応すべきか。
A2	<p>ご指摘のケースについては、高齢者虐待に該当しません。事件性がある場合は、警察において、傷害罪や脅迫罪、詐欺罪等として対応していくことになります。</p> <p>しかしながら、「養護」の概念は、食事や介護などの世話から金銭管理まで幅広い概念であり、また、必ずしも「要介護度」と連動しているわけではないため、通報があった段階では「虐待者」と「被虐待者」の関係性が明らかでないケースも多いと考えられることから、いったん、養護者による高齢者虐待として事実確認等を行い、養護関係がないことが明らかになった段階で、適切な関係機関につないでいくことが必要です。</p> <p>高齢者への支援の必要性はもちろんのこと、虐待を行った家族に医療、福祉の支援の必要性がある場合には、庁内で連携し、支援の必要な世帯と認識することが重要です。</p> <p>なお、高齢者虐待に該当しなくても、被虐待者である高齢者への支援が必要な場合、市町村や地域包括支援センターの関わりが求められることに留意が必要です。</p> <p>出典:1</p>

基本

Q3	明らかに通報者に妄言や虚言が疑われる場合も事実確認等の対応が必要か。
A3	<p>原則として、事実確認を行う必要があります。</p> <p>いたずら目的や事業者等への嫌がらせのため、虚偽の通報をしていることが明らかな場合、担当者個人の判断で対応を打ち切るのではなく、管理職等に報告し、組織的に対応方針を決定する必要があります。</p> <p>出典:1</p>

基本

Q4	なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。
A4	<p>高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、養護者も支援の対象として明確にするために、虐待と認定することが重要です。</p> <p>相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置付けるためになされるものです。また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となります。</p> <p>このとき、高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要があります。</p> <p>出典:2</p>

基本

Q5	同居して養護する娘ではなく、同居はしているが養護はしていない孫(娘の子)による虐待は、「養護者による高齢者虐待」ととらえることができるのでしょうか。
A5	<p>養護者でない同居人の虐待そのものは、「養護者による高齢者虐待」とは言えません(第2条第4項)。</p> <p>しかし、養護者が、養護者以外の同居人による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による高齢者虐待」に当たる、と規定しています(第4項第1号ロ)。従って、このような場合には「養護者による虐待」として高齢者虐待防止法による対応を行っていくこととなります。</p> <p>出典:2</p>

基本

Q6	同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのように行ったらよいでしょうか。
A6	<p>高齢者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています(第2条第4項第2号)。</p> <p>従って、同居の有無にかかわらず、高齢者の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用があります。また、同居していない知人であっても養護者といえる場合もあるでしょう。</p> <p>これに対し、養護者とは評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はないこととなります。</p> <p>この場合、第27条(財産上の不当取引による被害の防止等)や、刑法・民法等の一般規定により対処することになりますが、経済的虐待から高齢者を守るため、成年後見制度の申立てが必要となるケースが多いと思われます。また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。</p> <p>出典:2</p>

基本

Q7	<p>養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。</p>
A7	<p>養護者や家族が、「本人の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、高齢者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます(けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します)。</p> <p>養護者や家族に、高齢者の心身の状態や医療、介護に関する知識がなかったり偏っている場合、虐待を解消するために、養護者や家族に対して必要な知識をもってもらうような支援を行うことが求められます。</p> <p>また、「養護者は一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないととらえてしまうなど、虐待対応従事者側の判断で高齢者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。</p> <p>出典:2</p>

基本

Q8	<p>あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できますか。</p>
A8	<p>高齢者によっては、内出血ができやすかったり、時間の経過によってあざの場所が移動することなどが考えられます。</p> <p>そのため、あざや外傷が残っていない場合や、養護者が否定する場合でも、高齢者や周囲からの聞き取りで話を突き合わせて、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうかを判断する必要があります。</p> <p>出典:2</p>

基本

Q9	<p>言葉による暴力や脅し、恥をかかせるなどは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。</p>
A9	<p>心理的苦痛の程度は、高齢者の受け止め方や、長年の家族関係が影響しますが、最終的に高齢者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には、虐待として必要な対応を行うことが求められます。例えば、毎日怒鳴られ続けたり、叩かれる真似をされ続けていたことに加え、高齢者がおびえていたことを根拠に、心理的虐待単独で認定した事例もあります。</p> <p>一方、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性もあります。例えば、養護者が排泄や着替えの介助を行いやすいという目的で、高齢者の下半身を下着の状態で放置し、高齢者がそれを苦痛と感じている場合などは、性的虐待と心理的虐待に該当すると考えられます。</p> <p>いずれにしても、高齢者が精神的に苦痛を感じている場合には、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、心理的虐待の疑いの事実の有無について、正確に事実確認を行うことが重要です。</p> <p>出典:2</p>

## 基本

Q10	<b>消費者被害は、経済的虐待として対応する必要がありますか。</b>
A10	高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています。(第27条第1項)

## 基本

Q11	<b>高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している場合(セルフ・ネグレクト)、どのように対応すればよいでしょうか。</b>
A11	<p>高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト(自己放任)といいます。</p> <p>セルフ・ネグレクトは、高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないといえます。</p> <p>客観的に見て支援が必要なセルフ・ネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがあげられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。</p> <p>いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要となる場合もあります。</p> <p>厚生労働省マニュアルでも、「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります」と記載されています。</p> <p>出典:2</p>

## 立入調査

Q12	<b>養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも、立入調査を実施することができますか。</b>
A12	<p>市町村の立入調査は、養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも実施することができます。高齢者が養護者をかばって立入を拒否する場合でも、高齢者の生命や身体の安全や疑われる虐待の事実についての確認ができず、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合には、立入調査を実施することが重要です。立入を拒否されることがあらかじめ予想される場合には、以下のような対応を検討してみることが必要です。</p> <p>① 抵抗する養護者等が出入りする時間帯をチェックして、不在を見計らって施錠されていない居室に立ち入ることは可能です。</p> <p>この場合には、鍵を壊したり、ドアを破るなどの有形力を行使することはできません。不在を見計らって施錠されていない家に入ることは、住居の平穏は害されますが、有形力は行使されていませんので、高齢者虐待防止法の立入調査として許されます。</p>

	<p>玄関での呼びかけに応答がない場合に立ち入り、結果として留守であったとしても、この立ち入りは許されます。</p> <p>※「有形力の行使」における「有形力」とは、物理的な力のこと言います。「有形力の行使」の典型は、殴る、蹴るなど他者に暴力を振るうことです。物を破壊するなど器物損壊行為も「有形力の行使」に含まれます。</p> <p>※「住居の平穏」とは、住民の私生活の穏やかなさまを指します。住民は、自分の住居において他人から干渉されず穏やかに生活するものであることを、法律用語では「住居の平穏」と言います。高齢者虐待防止法第 11 条は、一定の要件を満たす場合には、立入調査により「住居の平穏」が害されてもやむを得ないという考えに基づく規定です。</p> <p>② ドアの開け閉めについて養護者を含めた家族から許されている親族に立ち会いを依頼し、立入調査を実施することは可能です。</p> <p>このような親族は、住居へ立ち入る権限を有していますから、その権限に基づいて住居に立ち入ることは許されます。</p> <p>他方、管理人に事情を説明して合鍵を借り、その鍵を利用して住居に立ち入ることまで許されているものではありません。なぜなら、管理人にはそもそも当該高齢者の居室の鍵をあげる権限は付与されておらず、市町村が権限のない人に対して違法行為を教唆する(そそのかす)ことは許されないからです。</p> <p>この場合は、手をこまねいているのではなく、住居への立ち入りが許されている親族に立ち会いを依頼したり、養護者や高齢者を説得するなど他の方法を検討します。</p> <p>また、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行う必要があります。</p> <p>出典:2</p>
--	--

### 立入調査

Q13	<p><b>立入調査の実施にあたって、どのような職種が必要でしょうか。</b></p>
A13	<p>立入調査の場合には、不測の事態に備えて、必ず複数の関係者で対応することが必要です。その関係者の中に、高齢者の心身の状況を迅速かつ適切に把握できる医師や保健師といった医療・保健専門職に同行してもらうことは非常に有効です。高齢者の身体的な外傷の有無やその程度、認知症の状況、養護者に対する態度や怯えの有無などを専門的な見地から判断し、その状況によっては入院の手続などにつなげていくことができます。</p> <p>一方、立入調査は高齢者虐待防止法第 17 条に規定する委託事項には含まれないため、委託型地域包括支援センターが単独で実施することはできません。</p> <p>委託型地域包括支援センターは、市町村からの依頼に応じて、関係機関のひとつとして市町村職員が実施する立入調査に同行し、高齢者の生命や身体の安全や生活状況等の確認などの役割を遂行します。</p> <p>出典:2</p>

## 立入調査

Q14	養護者が精神障害等で判断能力が低下している場合、立入調査を行うことができますか。
A14	「養護者」の定義について「判断能力の有無」について言及したものはなく、したがって、精神疾患等により判断能力のない養護者が虐待を行っていることが、立入調査の可否の判断に影響を与えることはありません。ただし、このような場合、精神科医療につなげて保護をする必要性のある場合もあり、その場合には精神保健福祉の専門関係機関と連携していくことが必要です。  出典:2

## 立入調査

Q15	小規模市町村では、職員と養護者とが顔見知りの場合もあり、立入調査を実施することが難しいのですが、都道府県に代行してもらうことはできますか。
A15	立入調査の実施は市町村が責任を負っており、他の市町村の職員や都道府県担当部署の職員が代行できるものではありません。 しかしながら、立入調査の同行には「その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員」が認められています。また、高齢者虐待防止法では、都道府県に対し、市町村が行う措置の適切な実施に関し、必要な援助を行うことが規定されています(第19条第1項)。 当該市町村が立入調査を実施する際に、都道府県担当部署の職員が広域対応という趣旨で立入調査に立ち会うことは可能と考えられます。  出典:2

## やむを得ない措置

Q16	分離等を行った後、市町村としていつまで当該ケースに関わるべきか。(終結の判断はどうすべきか。)
A16	個々のケースにより状況は異なりますが、「虐待が解消」、「高齢者が安全で安心して、生活を送るために必要な環境が整ったこと」の2要件をコアメンバー会議において確認できた段階で「虐待対応」の終結となります。その後、必要に応じ、市町村や地域包括支援センターが権利擁護対応や包括的、継続的ケアマネジメント支援に移行し、日常生活を支援することになります。  出典:1

### やむを得ない措置

Q17	セルフ・ネグレクトにも老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」を実施できるのか。
A17	<p>いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法という高齢者虐待の定義には含まれていませんが、老人福祉法において、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の4又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。</p> <p>特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態の高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置(やむを得ない事由による措置)を行う必要があります。</p> <p>出典:1</p>

### やむを得ない措置

Q18	やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象にならず、分離保護が求められるケースにおいて、(透析、胃ろう等の)医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないが、どのように対応すべきか。
A18	<p>ご指摘のとおり、法上、被虐待高齢者の医療機関等への措置入院の制度はなく、老人福祉法上のやむを得ない事由による措置も老人保健施設はなっています。</p> <p>基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行いことになります。</p> <p>関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関や老人保健施設の長等を老人福祉法第 11 条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。</p> <p>出典:1</p>

### やむを得ない措置

Q19	治療が必要であるにもかかわらず、金銭負担ができないために高齢者が医療機関を受診できない場合、どのように対応すればよいでしょうか。
A19	<p><b>【収入がない場合】</b></p> <p>医療法等には、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、職権で医療サービスを受けさせ医療費を支弁することはできません。</p> <p>入院治療の緊急性・必要性が高い場合には、救急搬送などの手段で病院へ連れて行き、入院後に生活保護の申請をして保護費から支払う方法を検討する必要があります。</p> <p><b>【収入がある場合】</b></p> <p>親族が経済的虐待をしているために、高齢者自身の収入から治療費を支払えない場合には、医療機関に対し、虐待対応後、速やかに清算手段を検討することを説明します。</p> <p>しかし、収入の有無に関わりなく、高齢者の判断能力が低下している場合には、成年後見人等を選任し、後見人等が法定代理人として、高齢者の財産管理や身上監護をすることになります。後見人等は、管理財産から治療費を支払ったり、高齢者本人の意思を尊重して外来診療や入院治療を受けるための医療契約を結ぶことができます。</p> <p>出典:2</p>

### やむを得ない措置

Q20	高齢者本人が明確に分離を拒否している場合であっても、コアメンバー会議で「生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。
A20	高齢者本人に判断能力があつて、明確に分離に対して拒否をしている場合、やむを得ない事由による措置を適用しての分離はできません。その場合、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めて行くことが重要です。 出典:2

### やむを得ない措置

Q21	住民票所在地と居住地が異なる場合、居住地の市町村は当該高齢者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができますか。
A21	老人福祉法の規定により、65歳以上の者(65歳未満の者が必要があると認められるものを含む)又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされています(第5条の4)。そのため、住民票の有無にかかわらず、当該高齢者が居住する市町村がやむを得ない事由による措置を行う必要があります。 その後、高齢者が居住する市町村は高齢者の転入届を受けて、又は職権により本人の住民票を作成して要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。 出典:2

### やむを得ない措置

Q22	職権による要介護認定申請とはどのようなものなのでしょうか。
A22	老人福祉法第10条の4、第11条第1項では、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護保険サービスの利用や、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、市町村が措置を採る(=職権を以て介護保険サービスの提供に結びつける)ことが規定されています。 出典:2

### やむを得ない措置

Q23	要介護認定を受けていない高齢者に対し、やむを得ない事由による措置を適用することはできますか。
A23	虐待を受けている高齢者の生命や身体の安全確保の必要性がある場合の高齢者の保護要請は要介護認定の有無に拘わらないわけですから、やむを得ない事由による措置を適用することが可能です。 出典:2

### やむを得ない措置

Q24	<p>養護者や家族に措置先を伝えなければいけないのでしょうか。</p>
A24	<p>本人を保護するために分離措置をするわけですから、保護にマイナスになるようなことをすべきではありません。虐待している養護者に措置先を知らせれば、養護者が措置先の施設を探し、高齢者本人と施設が混乱するおそれがあります。</p> <p>ただ、家族の中で、本人保護のための分離措置に賛成してくれる方には、養護者への秘密厳守を条件に知らせることもあります。</p> <p>出典:2</p>

### やむを得ない措置

Q25	<p>やむを得ない事由による措置を実施した場合、費用負担はどうなりますか。</p>
A25	<p>やむを得ない事由による措置を実施し介護保険サービスを利用した場合には、9割相当分は保険給付から行われます。そのため、市町村は、残りの1割(特別養護老人ホームに入所した場合には、居住費と食費相当分も加算)を措置費として支弁することになります。</p> <p>また、措置費で支弁した費用については、介護保険制度に準じる考え方で、高齢者本人等の負担能力に応じて徴収することとなります(平成 12 年3月7日、全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料)。</p> <p>出典:2</p>

### 面会制限

Q26	<p>高齢者虐待防止法第 13 条の面会制限は、老人福祉法の「第 11 条第1項第2号又は第3号」以外のやむを得ない事由による措置(短期入所等)には適用できないのか。</p>
A26	<p>高齢者虐待法第 13 条は限定列举であり、老人福祉法第 11 条第1項第2号又は第3号のみ適用されます。</p> <p>しかしながら、他の施設等に措置している場合においても、虐待者との面会を認めることが被虐待者にとって好ましくない場合には、市町村は、当該施設等の長と連携したうえで、虐待対応の一環として、施設の管理権限により面会を認めない等の対応をとることも考えられます。この場合においても虐待者への説明や対応は市町村が主体的に行う必要があります。</p> <p>出典:1</p>

## 面会制限

Q27	<p>高齢者虐待防止法第 13 条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか。</p>
A27	<p>老人ホーム等の施設を管理している施設長は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができます。施設長の指示に反して施設に立ち入ったときは、建造物侵入罪に該当する可能性があります。</p> <p>高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームなどに措置した場合、市町村長または施設長は、虐待をした養護者と高齢者との面会を制限することができることを規定しています(第 13 条)。</p> <p>この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていません。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられます。</p> <p>そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。結果、そのような人々との面会を制限することができます。</p> <p>ただし、面会制限の要否の判断は、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。</p> <p>出典:2</p>

## 面会制限

Q28	<p>やむを得ない事由による措置を適用して高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、養護者から高齢者が入所先の施設を教えるように要求されることがありますが、どのように対応したらよいでしょうか。</p>
A28	<p>高齢者と血縁関係がある養護者であったとしても、個人情報保護法上は「他人」にあたりません。養護者に対して高齢者の居場所を教える法的義務はありません。</p> <p>養護者が面会に来る、あるいは連れ戻しに来る等の可能性がある場合、面会制限の解除の判断がなされるまでは、養護者に高齢者の居場所を教えるべきではありません。</p> <p>出典:2</p>

## 面会制限

Q29	<p>養護者や家族、親族が「身内だから」という理由で面会を強要してきた場合、会わせる必要がありますか。</p>
A29	<p>養護者や家族、親族であることを理由に面会を求めても、高齢者が養護者等と面会をすることで、高齢者への悪影響が予測される場合、そのような法的権利はないことを説明することが重要です。</p> <p>出典:2</p>

## 面会制限

Q30	<p>高齢者虐待防止法に基づく面会制限をすることができない(「やむを得ない事由による措置」によらない)老人ホームに入居している高齢者について、その高齢者を連れ戻して虐待を加えるおそれのある養護者等の面会を制限することはできますか。</p>
A30	<p>前述のとおり、施設長は、施設管理権を有しています。そのため、この施設管理権に基づいて、高齢者に対してさらに虐待をする可能性のある養護者等に対して、施設自体あるいは部屋への立入りを拒否することができます。</p> <p>その結果、措置に基づく入所だけではなく、契約により施設に入所した場合や病院に入院している場合など、高齢者虐待防止法第 13 条の適用がないケースでも、高齢者を保護するため親族などの面会を制限することが可能であると理解できます。</p> <p>ただし、面会制限の可否の判断は、施設長が単独でするわけではありません。あくまで虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。例えば、高齢者が養護者に会いたいとの意向を有しているか否か、その意向はどのような判断に基づいたものか、養護者に面会させることにより、高齢者の精神的な動揺を招き、その後の施設での生活に混乱を来たさないか否かなどについて、市町村と施設とで検討する必要があります。</p> <p>出典:2</p>

## 面会制限

Q31	<p>養護者に高齢者の居場所を知られないようにするために、高齢者の住民票の閲覧・交付等を制限することはできますか。</p>
A31	<p>住民基本台帳法第 12 条 1 項では、「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。」としていますが、同時に、「市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる」と規定しています(第 12 条第 6 項)。</p> <p>この条項については限定的に解釈すべきであるとの見解もありますが、ドメスティック・バイオレンス(DV)の場合と同様に取扱うことが可能です。これらを制限する規定を設けている市町村もあります。</p> <p>そのような規定を設けている市町村では、高齢者への影響を避けるために居所を秘匿したり面会制限をする必要がある場合には、市町村に申請して住民票の閲覧・交付等を制限することが可能です。</p> <p>また、高齢者が成年後見制度を活用している場合、介護保険サービスや後期高齢者医療制度の利用状況の郵送先を後見人等が指定する場所に変更することが可能かどうか、庁内関係部署に問い合わせをするなど、養護者に高齢者の居所が特定されないような配慮も望めます。</p> <p>出典:2</p>

### 成年後見制度

Q32	高齢者の住民票と居住地が異なる場合、市町村長申立てはどちらの自治体を実施するのが適切でしょうか。
A32	市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要があることから、基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者が居住する市町村の申立ても認められています。（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日障障発1126第1号障精発1126第1号老認発1126第2号）

### 成年後見制度

Q33	やむを得ない事由による措置で施設に入所した高齢者に、成年後見人等が選任された場合、措置はどのように取り扱うことになりますか。
A33	<p>「やむを得ない事由による措置」で入所した高齢者に成年後見人等が選任され、やむを得ない事由が解消されたと判断できた場合、やむを得ない事由による措置は解除され、成年後見人等の契約による入所に切り替えます。ただし、後見人等が選任されても、面会制限を継続する必要がある場合などは、やむを得ない事由による措置は解除できません。</p> <p>また、後見人等が選任されたことをもって、市町村が行ってきた虐待対応が終結するわけではありません。虐待対応を終結するかどうかの判断は、評価会議を開催して検討する必要があり、終結と評価できない場合、後見人が選任されても、市町村による虐待対応は継続します。</p> <p>後見人等が選任された後、市町村は後見人等から「やむを得ない事由による措置」により受けた費用を徴収します（老人福祉法に基づく措置に対する「費用徴収」）。なお、生活保護受給者の場合は費用の徴収はされません。</p> <p>出典:2</p>

### 成年後見制度

Q34	治療が必要であるにもかかわらず、高齢者本人や家族親族が治療を受けいれていない等の場合、どのように対応すればよいでしょうか。
A34	<p>高齢者に判断能力がある場合には、高齢者に対して治療を受けるように説得することになります。他方、高齢者に判断能力がない場合には、成年後見制度の活用を検討し、成年後見の審判確定後に、後見人等が法定代理人として医療機関と医療契約を締結して受診することが考えられます。</p> <p>なお、後見人等には、手術等の医療行為についての同意権はないことに注意が必要です。</p> <p>出典:2</p>

## 成年後見制度

Q35	成年後見制度利用支援事業が予算化されていない場合、どのようにしたらいいでしょうか。
A35	<p>本人による申立てが可能な場合で、弁護士等が申立代理人となる場合、日本司法支援センター(「法テラス」)が行っている民事法律扶助による援助により、申立費用(申立手数料、登記手数料、鑑定費用等。報酬は含まない。)の全額立替払いを受けることができます。</p> <p>出典:2</p>

## 財産上の不当取引

Q36	消費生活センターは第三者による財産上の不当取引による被害解決に向けてどのような対応を行いますか。
A36	<p>以下のような対応を行います。</p> <p><b>ア 事実確認</b></p> <p>高齢者が消費生活センターに出かけられるようであれば、コアメンバー会議で決まった担当者が高齢者に同行し、消費生活センター相談員に本人から被害事実関係を聞き取ってもらいます。高齢者が出かけることが難しいようであれば、本人が電話で説明するか、福祉関係者が本人から聞き取った事実を消費生活センターに伝えることとなります。</p> <p><b>イ 契約解消書面送付</b></p> <p>業者やクレジット会社に対し、クーリング・オフ通知や契約取消書面を送ることが被害回復に向けての行動の第1段階になります。</p> <p>書面の書き方は、消費生活センターが指導してくれますが、本人名で送ります。市町村担当部署や地域包括支援センター、消費生活センターや成年後見人等は、相互に協力しながら、契約解消書面送付の支援を行います。</p> <p><b>ウ 交渉</b></p> <p>契約を解消するための書面を送れば、すぐに契約取消に応じてくれる業者もいますが、中には、契約の解消に応じない業者もあります。このような業者と契約解消に向けて交渉の問題が生じます。これが被害回復に向けての行動の第2段階になります。</p> <p>消費生活センターは、相談に応じるだけではなく、消費者と業者との間のあっせんを行い、事実上、業者との交渉も行っています。</p> <p>先物取引や複雑な金融取引など、事例によっては弁護士に交渉を依頼することも必要になります。弁護士は、弁護士会で紹介してもらったり、法テラスにいる常勤弁護士に相談するなどして探します。</p> <p>本人に成年後見人等がついている場合で、成年後見人等が法律専門職でない場合は、消費生活センターと協議しながら、代理権に基づき弁護士に交渉を依頼するという事も考えられます。</p> <p><b>エ 訴訟</b></p> <p>消費者被害事件においては、交渉により契約取消となる場合もありますが、業者が抵抗し、訴訟になる場合もあります。訴訟になれば、消費生活センターでは対応できず、弁護士に依頼することが必要になります。</p>

	<p>収入が一定の基準以下の人は、弁護士費用や訴訟費用を法テラスに立替をしてもらうことができます。詳しい手続は、依頼した弁護士と相談することになります。</p> <p><b>オ 解決</b></p> <p>以上の結果、事件が最終的に解決すれば、再び本人の支援をする問題が福祉関係者のところに戻ってきます。</p> <p>消費者被害事件そのものはこれで解決したことになりますが、本人への支援は引き続き行われる必要があり、虐待対応終結に向けてその他必要な対応がなされることとなります。</p> <p>出典:2</p>
--	--

**財産上の不当取引**

<p>Q37</p>	<p><b>消費者関係者と福祉関係者は、消費者問題についてどのように連携することができますか。</b></p>
<p>A37</p>	<p>消費者関係者は、消費者被害の問題について、クーリング・オフや取消権などを使って契約を解消するにはどのような事実があることが必要になるか、消費者関係法規をよく知っています。しかし、消費者関係者が扱う多くの事件は判断能力が十分にある人から事実を聞き取ることが中心で、判断能力が低下した高齢者がどのような心理状態にあり、どのように聞けばよいかなどは分からないこともあります。</p> <p>一方、福祉関係者は本人の記憶状況や心理の動きなどは理解していても、消費者関係法規に関する知識に乏しいことが考えられます。</p> <p>それぞれ得意な分野を活かしながら、お互いに連携して対応することが重要です。</p> <p><b>【参考】相談窓口(消費者ホットライン)</b></p> <p>⇒ 各市町村、各都道府県には、消費者被害の相談に応じるため、消費生活センターが設けられています。各消費生活センターからの相談情報を集め分析する機関として国民生活センター(神奈川県相模原市)も設けられています。市町村が高齢者の消費者被害について紹介する関係機関としては、消費生活センターが最もふさわしい機関といえます。</p> <p>平成 22 年1月からは、相談窓口が分からない消費者に身近な消費生活相談窓口を案内するため、全国で「消費者ホットライン(全国共通の電話番号「0570-064-370」)」がスタートしています。</p> <p>「消費者ホットライン」では、市町村や都道府県の消費生活センターの消費生活相談窓口を案内します。</p> <p>出典:2</p>